

オンライン相対型電子貸付取引先 御中

日 本 銀 行

日本銀行金融ネットワークシステム（相対型電子貸付関係事務）における
補完貸付事務の一部見直し後の事務上の留意点等について

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）（相対型電子貸付関係事務）における補完貸付事務の一部見直しを2019年8月26日（月）に実施することを予定しています。

—— 当該見直しを含め同日実施予定の日銀ネットの機能見直しのスケジュール等については、2019年7月29日付「日本銀行金融ネットワークシステムにおける機能見直しの実施日の決定について」をご覧ください。

現在、日銀ネットの相対型電子貸付機能を用いて受け付けている、借入先からの補完貸付のオンライン借入申込みについて、当該見直し後は、補完貸付専用の借入申込み画面を新設し、システム上、相対型電子貸付機能を利用する他の取引と区別して取り扱います。

—— これまで使用していた相対型電子貸付の画面は、日本銀行が指示した場合を除いて利用できません。

また、事務見直し後は、緊急時の対応力向上を図る観点から、貸付の実行により担保不足が生じないこと等の所要の条件を満たしている場合は、日本銀行への入力前の連絡がなくても、入力後直ちに貸付が実行される扱いとなります。

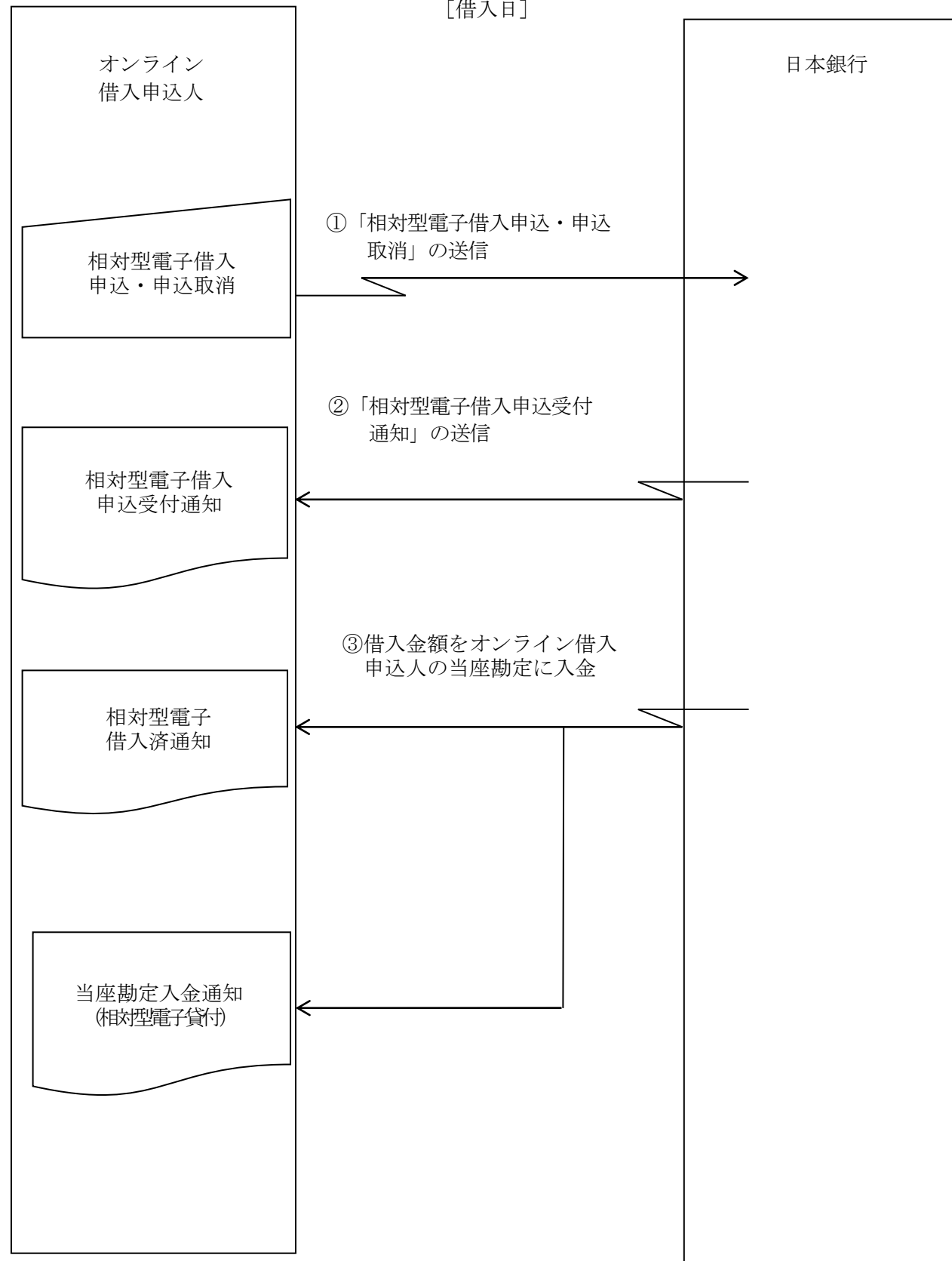
—— 見直し後の事務フローについては別紙をご覧ください。なお、入力された借入申込みについては取消ができませんのでご注意ください。

もともと、資金繰り管理を適切に行っていただく観点から、補完貸付を利用する際には、事務見直し後も極力入力前に日本銀行の貸付承認部署に電話等によりご連絡ください。緊急時や夜間等、日本銀行と入力前の連絡をとることが困難な場合には、入力後の連絡とすることで差支えありませんが、その場合にも速やかにご連絡をお願いいたします。通常連絡先に繋がらない場合には、事前にお知らせしている緊急時の連絡先にご連絡ください。なお、資金繰り管理等に問題があると日本銀行が判断した先については、上述の取扱いによらず、借入申込みの都度、入力前の日本銀行による確認をした後、補完貸付を承認・実行する取扱いとすることがあります。

<本件に関する照会先>

金融機構局 総務課 信用政策企画グループ 吉村・幅上（03-3277-2990）

<現行>



<見直し後>

